

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月2日
【会社名】	株式会社テラネット
【英訳名】	Terranetz Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 圭治
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
【電話番号】	(03)5209-1173
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 岡久 勉
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区南一条西十丁目3番地
【電話番号】	(011)876-9544
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 岡久 勉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 100,005,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,667株	完全議決権株式で株主に特に制約のない株式 なお、当社は、単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

- (注) 1. 平成21年11月2日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称および住所は下記のとおりとなります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	6,667株	100,005,000	50,002,500
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	6,667株	100,005,000	50,002,500

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		ビジネスソリューション株式会社	
割当株式数（株）		2,667	
払込金額（円）		40,005,000	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都世田谷区粕谷三丁目24番28号	
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤田 一郎	
	資本の額	100万円	
	事業の内容	事業戦略、資金計画及び資本政策に関する調査、企画及びコンサルティング業務 有価証券への投資	
	大株主及び持株比率	藤田 一郎 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数（株）	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式数（株）	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	その他の関係	該当事項はありません。	
	当該株券の保有に関する事項	割当先からは、当社株式の保有方針について、長期継続的に保有する意向であることを確認しております。 また、割当新株式の発行から2年以内に割当新株式の全部又は一部の譲渡を行った場合には、直ちに当社にその内容を書面により通知する旨の確約書を締結する予定であります。	

資本の額及び大株主及び持株比率は平成21年9月30日現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		河端 隼平		
割当株式数（株）		2,667		
払込金額（円）		40,005,000		
割当予定先の内容	住所	東京都港区		
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式数（株）	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。		
	人的関係	当社従業員		
当該株券の保有に関する事項		割当先からは、当社株式の保有方針について、長期継続的に保有する意向であることを確認しております。 また、割当新株式の発行から2年以内に割当新株式の全部又は一部の譲渡を行った場合には、直ちに当社にその内容を書面により通知する旨の確約書を締結する予定であります。		

割当予定先の氏名又は名称		河端 伸一郎	
割当株式数(株)		1,333	
払込金額(円)		19,995,000	
割当予定先の内容	住所	東京都港区	
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式数(株)	
	取引関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
当該株券の保有に関する事項		割当先からは、当社株式の保有方針について、長期継続的に保有する意向であることを確認しております。 また、割当新株式の発行から2年以内に割当新株式の全部又は一部の譲渡を行った場合には、直ちに当社にその内容を書面により通知する旨の確約書を締結する予定であります。	

(注) 1. 当社との関係は、平成21年9月30日現在のものです。

2. 新株式の募集の目的

当社は、平成20年12月期において多額の減損減失を計上した結果、388百万円の債務超過となりました。当該状況を解消すべく第三者割当増資の実施による株主資本の増強並びに営業キャッシュ・フローを改善するための諸施策並びに当社の持分法関連会社である株式会社チャリトに対する当社以外からの第三者割当増資など、様々な施策を講ずることで、債務超過のマイナス幅は逡減しております。

しかしながら、平成21年12月期第2四半期会計期間末日現在におきまして、依然280百万円の債務超過の状態にあり、株券上場廃止基準に規定する「債務超過」にかかる、猶予期間に入っております。また、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。当期の事業状況及び上記施策の進捗状況から、当該状況を解消するためには、早急な資本増強の必要性が生じております。今回、当社の筆頭株主である河端繁氏の紹介によりビジネスソリューション株式会社、河端隼平氏、河端伸一郎氏を対象とした第三者割当による新株式発行を実施することといたしました。本新株式の発行により資本増強を図り、財務基盤を強化するとともに、手許流動性資金の確保と有利子負債の削減を図ります。また、今回の資金調達のみならず、事業拡大の加速と債務超過の解消を目指し、今後も札幌証券取引所アンビシャスにおける上場を維持し、上場会社としての企業価値を高め、株主の皆様のご期待に応えていきたいと考えております。

3. 割当先を選定した理由

今回の第三者割当による新株式発行の割当予定先であるビジネスソリューション株式会社、河端隼平氏、河端伸一郎氏は、当社の筆頭株主である河端繁氏によりご紹介いただき、各割当先は、河端繁氏と株式の保有目的が同一であり、今般、債務超過に陥り、当該状況を打開すべく鋭意努力している当社に対し、長期的視野でのご支援のお申し出をいただいたことから、各割当先に対し第三者割当による新株式発行を実施することといたしました。

割当先の状況に関する確認につきましては、筆頭株主である河端繁氏のご紹介であること、河端隼平氏は当社の従業員であること、河端伸一郎氏は、現在、株式会社インタースペース(東京証券取引所マザーズ上場：証券コード2122)の代表取締役を勤められているご経歴などを勘案し、各割当先の調査の必要性は低いものと判断いたしますが、今回更にその判断を保管すべく、改めて民間調査会社の会員制情報サービス等を利用した調査を行った結果、反社会的な勢力とのかかわりは一切有していないことを確認しております。また、今回の第三者割当増資に係る払い込みに関しては、自己資金を充当する旨の報告を受けております。

上記のように、今回の第三者割当による新株式発行については、現時点で取り得る最良の選択であるとして決定したものであります。

4. 割当先の保有方針

割当先からは、当社株式の保有方針について、長期継続的に保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は各割当先との間で、新株式の発行から2年以内に割当新株式の全部又は一部の譲渡を行った場合には、直ちに当社にその内容を書面により通知する旨の確約書を締結する予定であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
---------	----------	--------	------	----------	------

15,000	7,500	1株	平成21年11月19日	1株当たり 15,000	平成21年11月19日
--------	-------	----	-------------	-----------------	-------------

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込の方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に下記払込取扱場所へ払込むものとします。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。また、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 上記株式を割当てた者からの申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅します。
6. 発行価格の算定根拠
発行価格は、当該増資に係る取締役会決議までの約3ヶ月間(平成21年8月1日(土)から平成21年10月29日(木))に札幌証券取引所が公表した当該株式の終値株価の平均値(15,596円)に0.962を乗じて算出される価格といたしました。(100円未満切捨て)なお、第三者機関による意見は取得しておりません。
上記期間を算定の基準といたしましたのは、今回の第三者割当により発行される株式数、当社株式の株価の推移、売買出来高水準、市場全体の環境及び現在の金融市場情勢、並びに当社の株価が低迷している状況及び事業状況、資金調達の重要性等を勘案し、割当先と協議のうえ、取締役会前日の直前取引日の終値という一時的な株価を採用するよりも、3ヶ月平均株価を参考とし、株価の急激な下落による発行価格への影響を平準化するほうが妥当であると判断したためであります。
以上のとおり総合的に勘案した結果、発行条件は合理的であると判断しております。なお、発行価格は取締役会決議前日の直前取引日の終値12,090円から24.07%のプレミアムが加算されることとなります。
7. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠
今回の第三者割当の発行規模は、増資後の当社の発行株式の14.52%になり、本増資により株式の希薄化率は16.99%となります。しかしながら、今回の資本増強は当社の上場維持のために不可欠であり、これにより財務基盤を強化し、手許流動性資金の確保と有利子負債の削減を図ることで、中長期的な企業価値の向上が見込まれると判断されることから、当該発行数量及び希薄化の規模は合理的な水準であると考えております。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社テラネット	東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 麹町支店	東京都千代田区麹町4-1

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
100,005,000	1,000,000	99,005,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

有利子負債の圧縮

金融機関からの借入金に対し、今回調達した資金のうち約50百万円を有利子負債の圧縮に充当することにより、資産利益率を高めるとともに財務基盤を強化してまいります。

運転資金

今回調達した資金のうち 以外の資金は、販売費及び一般管理費として運転資金に充当いたします。

具体的には、新規顧客獲得を図ることを目的とした広告宣伝費に10百万円、既存顧客のサービスの充実及びクオリティの高い商品を提供するための業務用システムに関する運営・改修・メンテナンス等の管理費用に39百万円を使用する予定であります。

なお、これらの支出時期につきましては、平成21年11月から平成22年5月を予定しております。支出実行までは安全性の高い銀行預金等で運用する予定です。

以上のとおり、早期に財務基盤の強化及び手許流動性資金を確保することに加え、有利子負債を圧縮することによって、キャッシュ・フローを改善し、新規顧客獲得を目的とした広告宣伝及び既存顧客へのサービスの充実、クオリティの高い商品の供給を行うことにより収益の拡大を図り、早期の業績拡大に努めてまいります。今回の第三者割当による新株式発行は、当社の経営基盤の強化と信用補完に必要なものであり、これによって企業価値を高めることは、株主価値を高めることにつながると判断しており、資金使途については合理性があると考えております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第9期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日（平成21年3月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成21年11月2日）までの間において変更及び追加がありました。変更及び追加箇所は_____ 罫で示しております。なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため実際の結果と異なる可能性があります。

1. 事業環境に関するリスク

(1) コンテンツ市場動向について

新聞・雑誌・書籍等のコンテンツ市場が均衡している環境下において、インターネット・携帯電話における画像・テキスト等の市場規模（参考：財団法人デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツの市場規模とデジタルコンテンツ産業の構造変化に関する調査研究 報告書」）は、平成19年に6,923億円と5年前に比して2.3倍以上に拡大しており、今後も有望な市場として拡大する見通しとなっております。当社はこの成長市場において良質なコンテンツを安定的に供給することで業績の拡大を図る方針ですが、事業展開が計画どおりに進捗しなかった場合、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) オンラインゲーム市場動向について

オンラインゲームの市場規模（参考：財団法人デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツの市場規模とデジタルコンテンツ産業の構造変化に関する調査研究 報告書」）は平成19年で885億円となり、ゲーム市場全体の1兆4,048億円から見ると約6%とまだ小さいものの近年急速に広がりを見せており、今後も拡大していくものと考えられておりますが、その要因として、大きく以下の2点が挙げられています。まず1点目は、インターネットに関連するインフラの高度化であります。ブロードバンドの普及により、インターネットはより快適で利便性の高いものに発展しており、多様なコンテンツがインターネット上で配信できるようになっております。2点目は、動作環境のオンライン化が挙げられます。次世代コンシューマー機もネットワーク対応装備となっており、更に携帯電話等のパケット定額制、通信速度の高度化など、全てのゲーム動作環境でのオンライン化が進んでいると考えられます。

これらの要因により、オンラインゲームに対する需要は高まりつつあり、経済産業省首都圏情報ベンチャーフォーラム「オンラインゲーム研究会」分科会が発足する等、オンラインゲームはブロードバンドインフラ上のコンテンツとして注目されております。当社もオンラインゲーム市場規模は今後も拡大していくものと考えておりますが、市場規模拡大に伴い、当社と類似する事業を展開する事業者の事業拡大や新規参入の活発化も予想され、競争が激化する可能性があります。また、オンラインゲーム市場は日本において未成熟であり、今後の市場動向についても不透明であることは否めず、当社が予測しているとおりに市場規模が推移しない可能性があります。当社が提供するオンラインゲームサービスにおいて、事業展開が計画どおりに進捗しなかった場合、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) インターネット市場について

日本のインターネット人口（参考：総務省「平成20年版 情報通信白書」）は平成19年末時点で8,811万人になりました。平成18年末時点の8,754万人と比較して57万人増（前年同期比100.7%）と成長しております。当社の事業はインターネットと密接に関係しており、市場の拡大は続くものと考えておりますが、市場の停滞や衰退が起きる、又は法的規制により当社の事業が制限されるなどの事態が起きた場合は、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。平成19年末時点のインターネット世帯浸透率（利用場所、接続機器を問わずインターネット利用者がいる世帯の比率）は69.0%となり、平成18年末時点の68.5%から0.5ポイント増加しています。また、インターネット世帯普及率のうち、パソコンからの利用者は88.7%（前年同期比1.7ポイント減少）となり、携帯電話・PHS及び携帯端末からの利用者は82.7%（前年同期比1.8ポイント増加）となりました。

2. 事業内容に関するリスク

(1) デジタルコンテンツ事業について

オーダーメイドイラスト画像等制作・販売(個人顧客向けサービス)

当社のホームページ上で顧客が希望の商品から当社で契約しているクリエイターを選択して、そのクリエイターが顧客の希望商品(イラスト、文書、ボイス等)を制作し、当社でその商品を検収して顧客へダウンロード販売するサービスです。当社では顧客の増加はもちろん、クリエイターの質及び数が重要となりますが、当社は平成20年12月末現在、制作クリエイター登録が約4,300名(平成19年12月末比22.8%増加)となっております。登録しているクリエイターは年々増加しており、今後も増加する見込みですが、当社の予測どおり推移しなかった場合、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

オンラインゲーム(個人顧客向けサービス)

当社で提供するオンラインゲームは、ウェブブラウザを用いて遊ぶゲーム(以下、「WTRPG」という)と称し、電子メールやウェブブラウザを用いて遊ぶゲームとなります。一般的なオンラインゲームでは顧客は決められた道筋に従う形となりますが、当社のWTRPGは、顧客と作り手側が相互に情報を収受することで物語や世界観を生み出していくという特長があります。オンラインゲーム市場の伸長に伴い、当社と類似する事業を展開する事業者の事業拡大や新規参入の活発化も予想され、競争が激化する可能性があります。また、オンラインゲーム市場は日本において未成熟であり、今後の市場動向についても不透明であることは否めなく、当社が予測しているとおりに市場規模が推移しない可能性があります。当社が提供するオンラインゲームサービスにおいて、事業展開が計画どおりに進捗しなかった場合、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

デジタルコンテンツ制作・販売(法人顧客向けサービス)

当社では、顧客のニーズに合わせ、ホームページデザイン、ロゴデザイン、キャラクターデザイン等を行っております。当サービスは平成18年度より本格的な営業を開始し、非常に需要が大きく、成長を見込んでおりますが、当社の予測どおり推移しなかった場合、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

アバター(法人顧客向けサービス)

当社は顧客よりアバター素材のデザインを受託し、制作しており、インターネットや携帯電話の普及により、アバター市場は今後も拡大していくものと考えておりますが、競争の激化及び市場の拡大が当社の予測を下回る場合、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容悪化による減損について

当社は、各事業を展開するうえで、ソフトウェア等の固定資産を所有しておりますが、個別の事業の収益が悪化した場合は減損損失が発生する可能性があります。

(3) 業績の推移について

当社は平成12年3月に設立されており、設立後の経過期間は9年程度と社歴が浅く、期間業績比較等を行うための財務数値が充分とはいえず、当社の過年度の経営成績は、今後の当社の事業展開、経営成績並びに財政状態を判断する材料としては、慎重に検討される必要があります。

なお、第5期事業年度から第9期事業年度までの経営成績の概況を表に示すと、以下のとおりであります。

(単位：千円)

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月
売上高	198,857	218,304	403,025	561,850	581,082
経常利益又は経常損失()	51,373	920	66,467	54,438	38,247
当期純利益又は当期純損失()	51,495	9,295	60,782	56,391	1,148,992
純資産額	11,819	2,523	431,305	760,697	388,294
総資産額	102,393	99,169	474,709	1,131,961	324,637

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 事業体制に関するリスク

(1) 個人情報の保護について

当社が提供するウェブサイト上で一部サービスを利用するにあたり、氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の個人情報の登録等が必要となる場合があります。また、契約する外部クリエイターの個人情報を保有しております。こうした情報は当社において守秘義務があり、個人情報の取扱いについては、データへのアクセス制限を定める他、外部からの侵入防止措置等の対策を施しております。しかし、このような対策にもかかわらず、外部からの不正アクセス等により当社が保有する個人情報が社外に漏洩した場合には、損害賠償、社会的信用の失墜等により、当社の経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 知的財産権について

当社が扱うコンテンツは知的財産権である著作物であり、これに関わる権利保護については、法的並びに技術的な対策に万全を期しております。当社は著作物についての著作に隣接するあらゆる権利に対して弁護士に相談し、当社と著作者・使用者の権利や契約など法的な整備を行いました。今後も、著作分野においては、時代の要求に応じ、常に現状より高次の体制整備を行うことが当社の事業性質上必要不可欠なため、著作権を含む知的財産分野での法務体制のさらなる強化を図ってまいります。しかしながら、これまで顕在化していない課題の発生やユーザーの不正使用、コンテンツ提供者の虚偽申告等の事由によって、当社がユーザー及びコンテンツ提供者、もしくは第三者等から訴訟を提起された場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) ユーザーの嗜好・ニーズへの対応について

当社が提供する一般ユーザー向けのサービスの業績については、一般ユーザーの嗜好やニーズ、ライフスタイルの変化等によって左右される可能性があります。当社では、サービス開始前はもちろんのこと、日々入念にマーケティングリサーチを実施しておりますが、ユーザーの嗜好やニーズ、ライフスタイルの変化に伴って、ユーザーから見た場合の魅力が低下した際には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) プログラム不良について

当社が提供するウェブサイト上のサービスについては、多くのサーバープログラム及びソフトウェアによって維持されています。これらサーバープログラム及びソフトウェアに障害が発生した場合は、該当のサービスの中断・停止やコンテンツ及びユーザーデータの破損が生じる可能性があります。当社では、サービス開始前はもちろんのこと、日々入念にチェックを行っておりますが、このような事態が発生した場合、損害賠償や信用低下等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システムダウンについて

当社が提供するウェブサイト上のサービスについては、パソコンやサーバー機器及び通信ネットワーク機器によって維持されています。これらハードウェアに関しては、自然災害・事故・外部からの不正な進入等の犯罪、一時的なアクセス集中によるサーバー負担の増加等により、システムダウンが生じる可能性があります。当社では、迅速なシステム復旧に備えるべくシステムの二重化等の対策を施すとともに、24時間監視体制など適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めております。しかし、このような対策にもかかわらず、何らかの事態により重要なデータが消失又は漏洩した場合、又はサービスが利用できなかった場合、損害賠償や信用低下等によって、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 技術革新について

当社が提供していますオンラインゲームやモバイルコンテンツ等のインターネット関連の業界は、市場のモデルチェンジサイクルから分かるように、技術革新の速度が速く、それに伴ってサービスモデルやソフトウェアの更新等、追加の開発が生じる可能性が高い業界となっております。このような状況の中で、当社が競争力を維持するためには、技術革新に対応することが必要となり、研究開発費等の費用負担が多大に発生するおそれがあります。また、競合先が開発したサービスにより、当社の提供するサービスが陳腐化し、当社の競争力低下を招く可能性があります。このような場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制について

インターネット市場においては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」いわゆるプロバイダ責任法が施行され、また、「不正アクセス行為の禁止などに関する法律」、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」、「電子署名及び認証業務に関する法律」などの法制度が整備されてきておりますが、当社がインターネット関連事業を展開する上で、法的な制約を受ける事実は現在ありません。しかし、インターネットに関連する法規制が現在のところ未整備であることは各方面から指摘されており、今後国内において法整備などが更に進む可能性があること、及びインターネットは国内のみならず国境を越えたネットワークであり海外諸国の法規制による影響を受ける可能性があることから、将来的に当社の事業分野において何らかの法的規制等が発生した場合、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 小規模組織であることについて

当社は平成21年6月30日現在、常勤取締役3名、常勤監査役1名、従業員46名(臨時雇用者含む)と規模が小さく、内部管理体制もこれに応じた体制となっております。当社は、事業の拡大及び事業内容の多様化に応じて、人員の増強及び内部管理体制の一層の充実を進めております。今後も引き続き内部管理体制の強化と機動的かつ柔軟な組織体制の両立を目指し、コーポレートガバナンスの強化に取り組む方針であります。しかしながら、人材等の拡充や内部管理体制の構築が予定どおり進まなかった場合、当社の経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 経営者への依存について

当社の代表取締役社長である岡田圭治は、経営戦略の立案・決定や提携先及び取引先との交渉において中心的な役割を担っております。一方、取締役会長の寺岡敏明は当社の創業者として経営全般に対し精通しており、両者は当社の事業を遂行する上で不可欠な存在であります。当社では、事業拡大に応じて両者への依存状況を軽減すべく、権限委譲等により組織的対応の強化を進めておりますが、現在においても組織としては小規模であり、何らかの理由により当社での事業推進が困難になった場合、当社の経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 取締役、監査役の兼任について

当社の取締役、監査役の他社取締役等の兼務の状況は、下記のとおりであります。

当社における役職	氏名	兼務の状況
取締役会長	寺岡 敏明	株式会社コスモ・エンジニアリング 取締役
監査役	森本 友則	エフェットホールディングス株式会社 代表取締役 株式会社ぐるなび 監査役 株式会社ミツエーリンクス 監査役

(11) 人材の確保及び育成について

当社の事業展開において、グローバルな展開を視野に入れたコンテンツ企画における豊かな経験を有する人材及び外部クリエイターの確保が当社の成長を支える重要な要素となっております。当社では、OJTによる人材育成、ストックオプション制度によるインセンティブの充実、オーダーメイドCOMクリエイターの登用等により、優秀な人材の採用及び雇用維持に努めておりますが、当社が計画した人材の採用及び雇用継続ができない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、外部クリエイターにつきましても、当社事業の拡大及び認知度向上によりオーダーメイドCOMブランドのプレゼンスを高め、これに伴ってクリエイターのステイタスを向上させることで、量・質ともに充実させる方針ですが、計画どおりいかない場合は当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. その他

(1) 配当政策について

当社は株主への利益還元を経営の重要な課題と位置付けております。配当につきましては経営体制の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた株主への還元を行う所存であります。

当社は、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境に対応すべく、財務体制の強化と事業展開資金に充当する所存であり当連結会計年度において配当は行っておりません。

(2) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員に対するインセンティブを目的としてストックオプション制度を採用し、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権を当社の役員及び従業員に付与しており、今後もストックオプション制度を活用していく方針であります。

(3) 有利子負債への依存度

平成20年12月末現在、当社の有利子負債残高は、505,966千円と前連結会計年度末に比べ186,337千円増加し、総資産に対する有利子負債依存度は47.9%と前連結会計年度末比24.1%増加しております。これらの有利子負債は主として銀行からの借入によるものです。事業構造の見直しによる所要運転資金削減等に取り組んでまいりますが、将来的な金利市場の変動は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当社は、平成20年12月期連結会計年度において1,252,804千円の当期純損失を計上した結果、389,782千円の債務超過になっております。当該状況により当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

平成20年12月31日の財務諸表において、「継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載しておりますとおり、当該状況の解消を図るべく当社として対策を講じてまいりますが、これらの対策が計画通りに進捗しなかった場合、当社の業績及び財政状態等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新株発行による株式の希薄化及び支配力について

当社は、平成21年11月に予定している第三者割当による新株発行により、現在の発行済株式総数39,220株に対して6,667株増加し、増資後の当社の発行株式の14.52%になり、本増資により株式の希薄化率は16.99%となります。この結

果、既存株式の希薄化が生じ、既存株主の株式価値を損なうおそれがあります。しかしながら、今回の資本増強は当社の上場維持のために不可欠であり、これにより財務基盤を強化し、手許流動性資金の確保と有利子負債の削減を図ること、中長期的な企業価値の向上が見込まれると判断されることから、当該発行数量及び希薄化の規模は合理的な水準であると考えております。

また、今回の第三者割当増資により、筆頭株主である河端繁氏の所有割合は、依然発行済株式数の56.40%と過半数以上を所有しており、株主総会での承認を必要とする各種事項を含む最終決定に対し、多大な影響力を持つこととなります。

当社は同氏と良好な関係を構築しておりますが、今後何らかの要因で齟齬が生じた場合、当社の業績等に影響を与える可能性があります。

2. 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の第2四半期報告書(第10期)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 (2) 設備の新設、除却等の計画」は、平成21年11月2日現在で以下のとおりとなっております。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
				総額 (千円)	既支払額 (千円)			
株式会社テラネット	札幌オフィス (北海道札幌市 中央区)	デジタルコン テンツ事業	コンテンツ開 発のためのシ ステム増強	50,000	30,938	増資資金及 び借入金	平成19年1月	平成21年10月
		デジタルコン テンツ事業	オンライン ゲーム制作投 資・システム 増強	50,000	27,402	増資資金及 び借入金	平成19年1月	平成21年12月
	札幌オフィス (北海道札幌市 中央区)	デジタルコン テンツ事業	コンテンツ運 営サーバー等 の設備増強	65,000	4,200	増資資金	平成21年4月	平成21年12月

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

3. 臨時報告書の提出

平成21年11月2日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成21年11月2日

(2) 当該事象の内容

当社は、株式会社チャリロトが契約するリース契約の連帯保証人として、債務保証しておりました。（平成21年9月30日現在の債務保証額247百万円）当社は、平成21年2月27日付で同社への支配関係がなくなったことに伴い、連帯保証人の解除を同社へ要求しておりましたが、本日付で同社より連帯保証人から当社が解除された旨の連絡を受けました。

これにより、連帯保証に係る引当金として計上していた金額を全額取り崩し、242百万円の特別利益が発生いたします。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

同社のリース契約の連帯保証の解除に伴い、債務保証損失引当金の戻入益として特別利益を下記のとおり計上いたします。

平成21年12月期の特別利益計上額 242百万円

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第9期)	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	平成21年3月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第10期 第2四半期)	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月12日

株式会社テラネット
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 一範 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北澤 元宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テラネットの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第10期事業年度の第2四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成21年1月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テラネットの平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は債務超過の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されているが、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を四半期財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月31日

株式会社テラネット

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関谷 靖夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂野 健弥

指定社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テラネットの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テラネット及び連結子会社の平成19年12月31日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

株式会社テラネット

取締役会 御中

聖橋監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松田 信彦指定社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 大樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テラネットの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テラネット及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは債務超過の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象1.に記載のとおり、連結子会社株式会社チャリロトは、平成21年2月27日を払込期日とする第三者割当増資等を等を実施したため、会社の関連会社になった。
3. 重要な後発事象2.に記載のとおり、会社は、平成21年3月26日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行を実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月31日

株式会社テラネット

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関谷 靖夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂野 健弥

指定社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テラネットの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テラネットの平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

株式会社テラネット

取締役会 御中

聖橋監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松田 信彦指定社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 大樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テラネットの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テラネットの平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は債務超過の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象1.に記載のとおり、連結子会社株式会社チャリロトは、平成21年2月27日を払込期日とする第三者割当増資等を実施したため、会社の関連会社になった。
3. 重要な後発事象2.に記載のとおり、会社は、平成21年3月26日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行を実施した。
4. 重要な後発事象3.に記載のとおり、会社は、平成21年3月16日に、株式会社チャリロトと、会社が同社に対して有する貸付金（全額貸倒引当金設定済み）の一部について返済を受けた場合には、残額を債権放棄する旨の合意書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。